高知県農地流動化促進事業実施要綱

（趣旨）

第１条　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に農地の利用の集積を図るため、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第７条第１号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の有する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）において指定を受けた法人（以下「県公社」という。）が規模縮小農家等から農用地等を買い入れて、認定農業者等へ売渡しを行う事業を推進する農地流動化促進事業（以下「本事業」という。以下同じ。）を実施することとする。

（実施地域）

第２条　本事業を実施する地域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号に規定する農用地区域のほか、農用地区域外の地域であって、当該地域に存する農業用施設用地（農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第10条第２号に規定する農業用施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地をいう。以下同じ。）、混牧林利用地（基盤強化法第４条第１項第２号に規定する土地をいう。以下同じ。）又は開発して農用地とすることが適当な土地（基盤強化法第４条第１項第４号に規定する土地のうち開発して農用地とすることが適当な土地をいう。以下同じ。）を農用地区域内の農用地等（農地、採草放牧地、混牧林利用地又は農業用施設用地をいう。以下同じ。）と一体的に買い入れ、売り渡すことが本事業を推進するために必要と認められる地域とする。

（実施の原則）

第３条　本事業の実施に当たっては、基盤強化法第４条第４項第１号に規定する利用権設定等促進事業又は農業委員会が行う農地移動適正化あっせん事業（「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和45年１月12日付け農地Ｂ第3712号農林事務次官依命通知）に規定するあっせん事業をいう。）の活用を図り、かつ、市町村公社、農業協同組合その他関係機関との密接な連携を図るものとする。

（農用地等の買入れ）

第４条　農用地等を買い入れる場合は、売渡しの相手方が現にいるか、又は近い将来確保できることが確実と見込まれるものとし、かつ次に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

一　土地改良事業等（ほ場整備事業等の土地基盤の整備を行う事業その他県知事が別に定める事業。以下同じ。）の対象となった農用地等又は近い将来対象なることが見込まれる農用地等であること。

ニ　効率的な農作業が展開し得る程度にまとまった農用地等であること。

（農用地等の売渡しの相手方）

第５条　農用地等の売渡しの相手方については、認定農業者（基盤強化法第12条第１項の規定により認定を受けた者をいう。以下同じ。）を優先するものとし、次の各号の全ての要件を満たす個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第29号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対して売り渡すものとする。

一　その農業経営における当該農用地等の権利の取得後の経営面積（その経営面積に係る土地が農地所有適格法人の営む経営と供される場合にあっては、その経営面積をその常時従事者たる構成員の属する世帯の数で除した面積。その経営面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあっては、飼養規模。以下同じ。）が、県公社が当該地域における営農類型ごとに農家の平均経営面積以上で、市町村及び農業委員会の意見を聞いて定める面積（その面積に係る土地が畜産経営に供される場合にあっては、飼養規模。以下、「基準面積」という。）を超えるものであること。ただし、権利を取得させるべき者が新規就農希望者（農業後継者を含む。）又は新たな分野の農業を始めようとする農業者であって、当該地域における基準面積によることが相当でないと認められる場合若しくは少数の大規模農家のため当該地域の平均面積を基礎として基準面積を定めることが適当でない場合については、基本構想（基盤強化法第６条第１項に規定する基本構想をいう。以下同じ）を踏まえ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて行うものとする。なお、基準面積については、必要な場合には、当該地域を２以上の区域に区分して定めて差し支えない。

ニ　その農業経営の資本装備が、当該市町村の基本構想で規定するところの生産方式にかんがみ、農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。

２　前項の各号に要件を備えている者が２人以上いる場合における優先順位は、次の各号に掲げる事項を総合勘案して定めるものとする。

一　農用地等の権利の取得後における経営面積と県公社が効率的かつ安定的な農業経営の育成の観点から規模拡大の目標として基本構想の農業経営の指標を勘案しつつ、市町村及び農業委員会の意見を聴いて、当該地域における営農類型ごとに具体的な数値をもって定める面積（以下「目標面積」という。基本構想を策定していない市町村の目標面積については、農業振興地域整備計画（農振法第８条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。）において定められた経営の目標に即して、市町村及び農業委員会の意見を聴いて、作目別及び経営形態別に具体的な数値をもって定める面積）との格差が小さいこと。

ニ　基本構想等において育成しようとする農業経営を行おうとすること。

三　売渡しを行おうとする農用地等の位置その他の利用条件からみて、その農用地等を最も効率的に利用することができると認められること。

四　農用地等の集団化に資する程度が最も大きいと認められること。

五　高齢農家、兼業農家等を含む地域の関係者との連携が図られていること。

３　前２項に規定する要件を満たす農業者（以下「適格農業者」という。）以外の農業者に対しては、土地改良事業等の事業計画に基づき、農用地等の売渡しを行う場合は、その農業者に農用地等の売渡しを行うことが、適格農業者の農業経営の改善に資すると認められる場合又はその農業者が次に掲げる要件の全てを満たす組織の構成員たる農業者であって、農業生産活動の計画的な実施及び組織の管理運営においてその組織の中で中核的な機能を果たす専業的な農業従事者である場合とする。

一　農業者の組織であって、法人格の有無は問わないが、法人格を備えないものである場合には、代表者、組織の運営、機械、施設等の管理利用に関する規約等を定めているものであること。

ニ　集団的生産活動を行う作目に係る栽培管理の時期、方法、作業等について協定を締結し、かつ、その協定に基づき農作業を協同して、又は個別に行い、更に必要に応じ機械等の共同利用を行うものであること。

三　集団的生産活動を行う作物に係るほ場（草地を含む。）は、集団的作業が効率的に実施し得る程度に集団化されているか、又は近い将来に集団化されると認められること。

４　前３項の要件を満たす農業者のほか、次の一に掲げる適格団体に対し農用地等の売渡しを行うことができる場合は、ニに掲げる場合とする。

一　適格団体

　　ア　国、地方公共団体

　　イ　農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第１項第２号の事業を行うものを除く。以下「農業協同組合等」という。）

　　ウ　農地法施行令（昭和27年政令第445号）第２条第２号第３号に規定する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

　　エ　土地改良区

ニ　県公社が、農用地等を適格団体に対して売渡しを行うことができる場合は、次の要件の全てを満たす場合とする。

ア　当該農用地等の売渡しが、土地改良事業等の事業計画に基づくものであること。

イ　当該農用地等を直接農業者に売渡しを行うよりも適格団体に売渡しを行う方が、農地保有の合理化に著しく寄与すると認められること。

ウ　当該農用地等の用途が次に該当するものであること。

　　（１）一のアの国、地方公共団体に対する売渡しの場合

当該農用地等を共同放牧場等農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

　　（２）一のイの農業協同組合等に対する売渡しの場合

当該農用地等を稚蚕共同飼育の用に供する桑園、共同放牧場等の直接又は間接の構成員である農業者の行う農業経営に必要な施設の用に供すると認められること。

　　（３）一のウの一般社団法人等に対する売渡しの場合

当該農用地等乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う農業者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う農業者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業の運営に必要な施設の用に供すると認められること。

　　（４）一のエの土地改良区に対する売渡しの場合

当該混牧林利用地及び当該農業用施設用地を農業者の共同利用に係る施設の用に供すると認められること。

エ　当該農用地等に係る利用計画が適正に定められており、かつ、その管理等が効率的に行われると認められること。

（事業の実施）

第６条　農用地等の買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で、必要に応じ農業委員会等の意見を聴いて定めるものとする。

２　農用地等の売渡価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち県公社が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等の買入価格を勘案したうえで、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

（実施計画）

第７条　県公社は、毎年度、様式１による実施計画を作成し、知事の承認を受けるものとする。

２　本事業の実施計画の変更のうち次に掲げるものについては、前項の規定を準用するものとする。

　一　買入面積、売渡面積につきそれぞれの合計の30パーセントを超える増減

　二　買入価額の合計の10パーセントを超える増加

（他の機関等との連携等）

第８条　県公社は、本事業の実施に当たっては、市町村、農業委員会、県農業会議、農業共同組合、県農業振興センター、県農業大学校、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関等の関係機関との連携を密にし、これら機関の行う事業の導入が必要となる場合には、その効果が相乗的に発揮されるよう努めることとする。

２　県公社は、本事業の実施に当たっては、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積を一層促進するため、市町村等の行う農地流動化を促進するための事業等との連携に配慮するものとする。

３　県公社は、本事業の実施に当たっては、農山漁村男女共同参画推進指針（平成11年11月１日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく女性対策の着実な推進に配慮するものとする。

４　県公社は、本事業の実施に当たり、土地改良事業の実施地区における農地流動化のより一層の促進を図るため、当該土地改良事業の関係土地改良区との連携に配慮するものとする。

５　県公社は、本事業の実施に当たっては、認定農業者等の担い手の育成・確保の取組について地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年４月９日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第２の２の（２）に規定する地域農業再生協議会という。）との連携に努めるものとする。

６　県公社は、本事業の円滑な推進を図るため、本事業の業務に係る事務の一部を市町村等に委託することができるものとする。

（助成措置）

第９条　県は、予算の範囲内において、県公社が本事業を実施することに要する経費につき、別に定めるところにより補助するものとする。

２　農用地等の買入れに要する資金について県が利子助成する期間は、買入れ後、原則として５年以内とする。ただし、県公社が買い入れた農用地等の売渡し及び公社の保有地の今後の処理方針等を勘案し、利子助成期間を延長することができる。

（実績報告）

第10条　県公社は、毎年度、４月末日までに、前年度に係る本事業の実績を知事に報告するものとする。

附　則

　　この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

　　この要綱は、平成29年６月29日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和元年６月14日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和２年５月21日から施行する。

附　則

　　この要綱は、令和３年９月７日から施行する。